

にいがた



▲水面に映る飯山線〈小千谷市〉

Contents

- 資格取得届の提出を忘れずに
- 協会けんぽからのお知らせです
- 社会保険事務講習会・年金シニアライフセミナー開催のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

従業員を
採用したときは

資格取得届の提出を忘れずに

従業員を採用、勤務条件の変更等により、被保険者となるときは、5日以内に「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を年金事務所に提出してください。



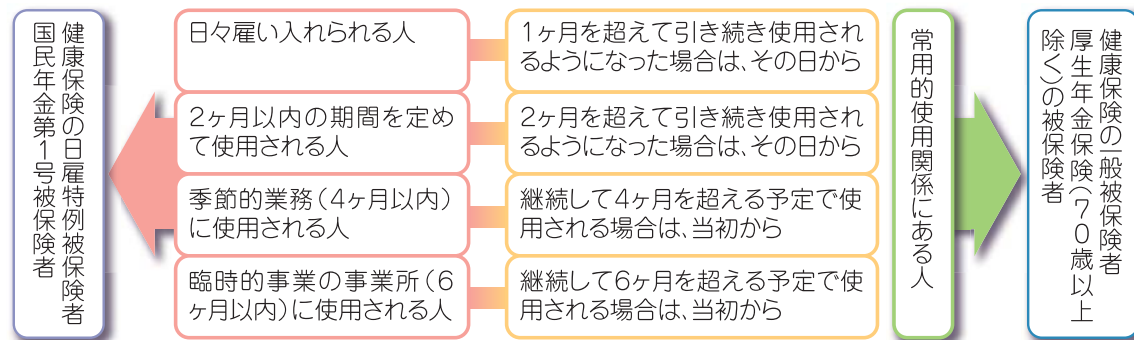
被保険者になるかならないのかの判断が必要です

適用事業所に働く従業員は、原則としてすべて健康保険と厚生年金保険の被保険者となります。ただし、被保険者となるための条件に満たない一定の人は、適用事業所に働いていても被保険者にならない場合があります。従業員を採用したり、勤務条件が変わったりしたときは、まず、被保険者となるのかならないのかの判断が必要です。

被保険者になる人は…

適用事業所に常時使用され、労務の対価として報酬を受ける人は、国籍や本人の意思にかかわらず、すべて被保険者になります。

日々雇い入れられる人や期間を定めて使用される人等は、被保険者にはなれません。具体的には、下記のとおりです。



パートタイマーは…

パートタイマーとして働く人が被保険者になるかどうかは、働く人の勤務時間、勤務日数、就労形態、就労内容などを総合的に見て判断されます。



被保険者になる判断目安

勤務時間①	勤務日数②
一日の所定労働時間が一般社員の4分の3以上であること。	一ヶ月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であること。
①及び②のいずれにも該当する方は被保険者となります。 ※日によって勤務時間が変動する場合等は週の勤務時間で判断します。	

短時間正社員は…

上記のパートタイマーの被保険者となる判断目安よりも、所定労働時間や所定労働日数が短い方も、以下の条件に当てはまる方は厚生年金等の加入対象となります。

- ①労働契約、就業規則及び給与規程等に、短時間正社員に関する規定があること
 - ②期間の定めのない労働契約が締結されていること
 - ③給与規程等における、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算出方法が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型社員と同等の場合であって、かつ、就労実態も諸規定に則していること
- したがって、時間及び日数に係るものを除けば、全く正社員と同等の人は被保険者として届け出ることが必要です。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

資格取得日は…

入社日（使用されることとなった日）が資格取得日となります。試用期間であっても報酬の支払いがあれば、その期間の初日が資格取得日となります。

報酬月額とは…

基本給、通勤手当や家族手当などの全ての固定的な報酬に、残業手当や歩合給などの全ての非固定的な手当等の支給見込額を加えた額が報酬月額として届け出る額となります。

また、食事や住宅などが現物支給される場合は、「現物によるものの額」として報酬に含まれます。

「資格取得届」提出時及び提出後の注意事項

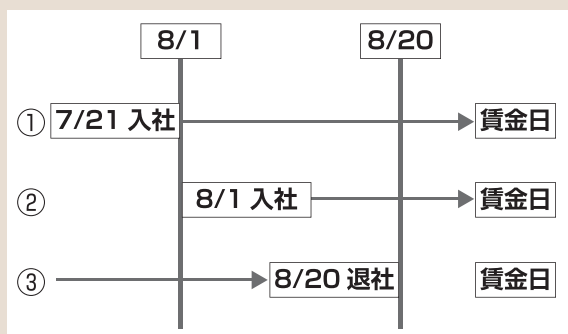
- 資格取得日及び報酬月額は正しくお届けください。誤って届け出た場合は、資格取得日や報酬月額の訂正が必要です。
- 被保険者によって扶養されている家族がいる場合は、取得届と同時に「被扶養者（異動）届」を提出してください。また、被扶養配偶者がいるときは「国民年金第3号被保険者届」（「被扶養者（異動）届」と複写式）の届け出が必要です。
- 平成18年から、資格取得届等の届書を提出する際、事業主が届書に基礎年金番号や氏名などを正しく記入されているかどうかを年金手帳と照合・確認することで、年金手帳等の添付は不要となっています。
- 資格取得届を提出すると、標準報酬月額が決定され、「被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」が年金事務所から事業所に送られてきます。この通知書に記載されている資格取得日と標準報酬月額は、給付と保険料に直接関係しますから、事業主は、各被保険者にその内容を知らせなければなりません。

また、算定基礎届や月額変更届等によりその内容が変わったときも同様に、事業主は、各被保険者にその内容を知らせなければなりません。

保険料は適正に控除しましょう

健康保険法及び厚生年金保険法では、保険料控除について報酬に係る分は前月分を、賞与に係る分はその都度控除できると定めています。

控除の例（20日メの末日支給）



①及び③のみ7月分を控除することになり、②は9月の賃金日からの控除となります。

月末退社の場合は、7月分と8月分を併せて控除することが出来ます。

本人確認が出来るものをご用意ください

県外の年金事務所において、年金手帳の詐取事件が発生したため、類似の事件を含め再発を防止するため、窓口にて書類交付を行う場合は、公的機関発行の顔写真により本人または代理人と確認できる物の提示が必要となります。

◎身分確認が出来る主な物は次のとおりです。

- ① 運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住民基本台帳カード（写真付き）
- ④ ①～③のいずれも持っていない場合
年金手帳＋健康保険被保険者証

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

(全国健康保険協会)

生活習慣病予防健診を受けましょう

協会けんぽの生活習慣病予防健診は、**がん検診の項目も含んだ総合的な健診が受診でき、健診費用の一部が補助されます。***

従業員の方の健康は貴重な経営資源です。皆様の健康状態の把握と健康増進のきっかけとして、協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診しましょう。

※対象となる方には年齢等の条件があります。また、補助を受けるには、事前に手続きが必要です。以下をご覧ください。



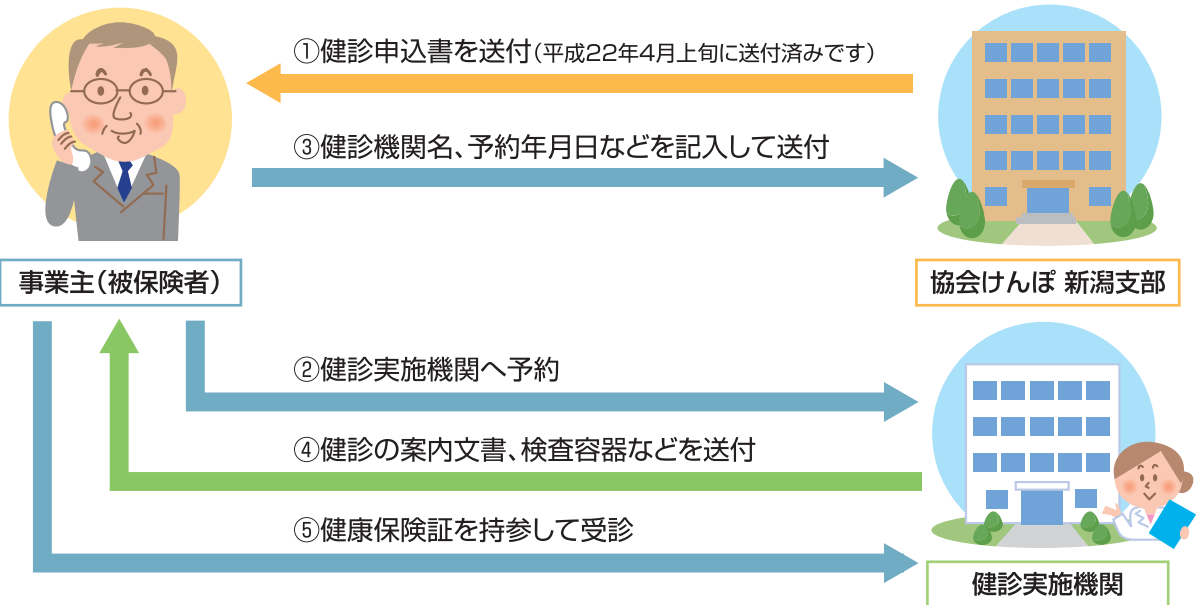
1.生活習慣病を
早期に発見する!

「自分は大丈夫、まだまだ元気!」と思っても、生活習慣病は知らないうちに忍び寄っているものです。高血圧や糖尿病など、自覚症状のない病気を早期に発見するためには、年に一度の生活習慣病予防健診は欠かせません。

2.健康状態を
把握して、
生活習慣を見直す!

生活習慣病予防健診は、毎日の生活習慣を見直す絶好のチャンスです。健診結果に現れた生活習慣のゆがみを修正していけば、将来起こりうる病気を未然に防いだり、進行を止めることができます。

お申込みから受診までの流れ



- 対象は、平成22年度中において35歳～74歳までの方となります。
- 健診機関に予約されても、協会けんぽに申込書をご提出されないと健診費用の補助が受けられませんので、必ず事前にお申込みをいただきますようお願いいたします。

上記にかかるお問い合わせは

【保健グループ】 TEL.025-242-0264

協会けんぽ新潟支部 TEL.025-242-0260 (代表) 〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階

協会全体のホームページ

協会けんぽ

検索

新潟支部のホームページ

協会けんぽ新潟支部

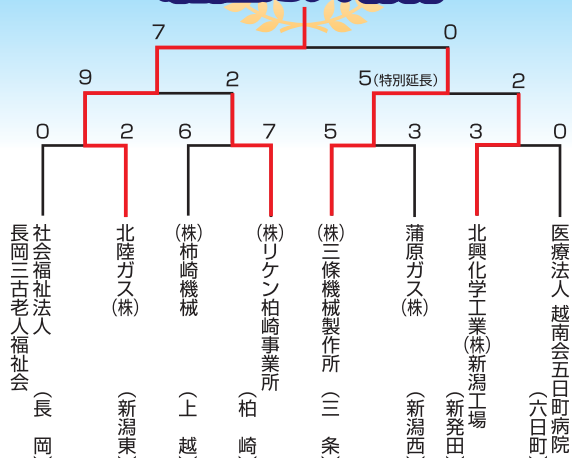
検索

社会保険軟式野球

～新潟県大会～



平成22年度社会保険軟式野球新潟県大会を去る7月31日(土)・8月1日(日)の両日、HARD OFF ECO スタジアム新潟で開催しました。各支部代表8チームにより熱戦が繰り広げられ、決勝戦は北陸ガス株式会社と株式会社 三條機械製作所の対戦となり、北陸ガス株式会社チームが優勝しました。

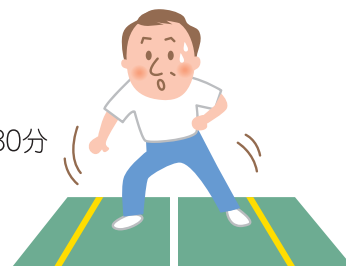


体力測定のご案内

あなたの体力年齢を知ってみませんか。
運動のきっかけづくりとして参加しませんか。
測定料は無料ですのでお気軽に「参加」お待ちしております。

開催日 平成22年9月1日(水)・2日(木) 午前10時～午後4時30分
平成22年9月3日(金) 午前10時～午後4時

会場 新潟市中央区万代
万代シテイホール2階「リターナ」



9月の社会保険相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

会場	相談日	時間 (予約可能な相談時間)	会場	相談日	時間 (予約可能な相談時間)
佐渡中央会館	15(水)	13:30～16:30 (13:30～16:10)	柿崎商工会	15(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
両津地区公民館	16(木)	9:00～11:30 (9:00～11:00)	阿賀野市水原公民館	15(水)	10:00～14:00 (10:00～14:00)
小木町商工会	16(木)	8:50～11:00 (8:50～10:30)	村上市役所	8(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
小出商工会	15(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		22(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)
糸魚川市役所	8(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)	十日町地域地場産業振興センター クロス10	9(木)	10:00～15:00 (13:00～14:30)
	22(水)	10:00～15:00 (10:00～14:30)		22(水)	10:00～15:00 (13:00～14:30)

朱書きの時間は、相談の予約が可能な時間帯です。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をして下さい。

※上記の社会保険相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険事務講習会開催のご案内

参加料無料

10月の社会保険事務講習会の日程は次のとおり予定しています。(講習会の内容はテーマを決めて実施します。詳しくは「社会保険にいがた」9月号でご案内します。)

参加者には参考図書「社会保険の事務手続」を差し上げます。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
10月6日(水)	午後1時30分 ～午後4時	クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
10月7日(木)		三条・燕地域リサーチコア	三条市須頃1-17	48名
10月8日(金)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
10月12日(火)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名
10月13日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
10月14日(木)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
10月18日(月)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名

お申込み方法

事業所名・参加者名・参加会場を記入し、FAXにてお申し込みください(電話によるお申し込みも可能です)

財団法人 新潟県社会保険協会 TEL.(025)240-5337 FAX.(025)290-3201

年金シニアライフセミナー開催のご案内

参加料無料

充実したシニアライフを送るためにセミナーに参加しませんか。

専門講師がお話します。参加は退職間近の方や年金委員、事務担当者の皆様、ご夫婦での参加もお待ちしております。

詳しくは「社会保険にいがた」9月号に募集チラシを同封します。

開催日	会場	所在地
10月30日(土)	上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3
11月6日(土)	ホテル坂戸城	南魚沼市坂戸292-4
11月14日(日)	ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11
11月27日(土)	新潟ユニソンプラザ	新潟市中央区上所2-2-2

施設割引制度追加等のお知らせ

利用施設が追加になりました。※詳しくは各施設にお問い合わせください。

宿泊・入浴施設

多宝温泉
だいの湯

- 新潟市西蒲区石瀬3250 TEL.0256-82-1126
- 割引内容 / 1.平日のみ 施設利用会員証1枚で2名利用可能
利用時間は、午前10時から午後5時まで
2.施設利用料金 お一人様 100円引き

ニュー・
グリーンピア津南

- 中魚沼郡津南町秋成12300 TEL.025-765-4611
- 割引内容 / 宿泊料金の10%引き

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川11-2-9]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)
- 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00～15:00)
- 阿賀町役場[東蒲原郡阿賀町津川1580]……………毎月第3水曜日(10:00～15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※当年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

健康づくり
標語コンクール入選作品

長生きの 秘訣を聞かれ この笑顔